

新潟市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年 3月29日

新潟市長

中原ハ一

新潟市条例第12号

新潟市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

新潟市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例（平成26年新潟市条例第56号）の一部を次のように改正する。

第2条第16号を次のように改める。

（16） 第3子以降算定基準子ども 法第6条第1項に規定する子どもをいう。

第13条第4項第3号ウ中「負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども（小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の第1学年から第3学年までに在籍する子どもをいう。以下ウにおいて同じ。）」を「第3子以降算定基準子ども」に、「負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども（そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。）」を「第3子以降算定基準子ども（その出生の最も早いものから数えて第3子以降のものに限る。）」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第13条第4項第3号ウの規定は、この条例の施行の日以後の副食の提供から適用し、同日前の副食の提供については、なお従前の例による。